

(様式2)

「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策編）（案）」及び 「京丹後市原子力災害住民避難計画（案）」の概要

地域防災計画の概要

1 総則

- ① 福島第一原子力発電所の事故のような放射性物質が広範囲に影響を及ぼす苛酷事故を想定【P. 4, 5】
- ② 高浜発電所及び大飯発電所を対象に「避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」として市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。また、状況に応じて住民の避難が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所を予め検討しておくこととする。【P. 5, 6, 7】
- ③ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。【P. 7】
O I Lの詳細は【P. 8】
- ④ 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱【P. 9～11】

2 原子力災害事前対策

- ① 情報の収集・連絡体制等の整備【P.12～15】
- ② 避難収容活動体制の整備 住民避難計画（広域避難計画）の作成【P.19～P.22】
- ③ 住民等への的確な情報伝達体制の整備【P.24,25】
- ④ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信【P.26】

3 緊急事態応急対策

- ① 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保【P. 30～37】
- ② 屋内退避、避難収容等の防護活動【P. 39～45】
- ③ 住民等への的確な情報伝達活動【P. 48～】

4 原子力災害中長期対策

- ① 国、府、市協議のうえ、状況に応じた避難区域の見直し【P. 53】
- ② 国、府、市、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施【P. 53, 54】

避難計画の概要

1 基本的事項

- ・原子力規制委員会が示した「原子力災害対策指針」を踏まえ、高浜発電所及び大飯発電所における原子力災害にかかる住民等の避難及び防護措置等、講じるべき対策を定めるもの

である。具体的には、市内全行政区の高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理し、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討したものである。

2 計画の内容

- ・前記の基本的事項を基に避難対策や防護措置の準備、また、緊急時モニタリング（放射性物質測定）の結果により「警戒体制」、「屋内退避」、「避難」の判断による住民等への避難に関する情報伝達方法、自治会との連携、災害時要援護者及び観光客への対応、避難状況の確認などを定めている。

※ 施行期日について

平成25年4月25日からの施行予定です。